

介護保険に関する費用を 確定申告される皆さんへ

平成十九年中（一月一日から十二月三十一日）にお支払い頂いた介護保険料やサービス利用料（自己負担分）は、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

●介護保険料

介護保険料や健康保険料の社会保険料は、「社会保険料控除」の対象となります。

※年金から天引き（特別徴収）された介護保険料は、ご自身の納付となります。従って、生計同一者の控除対象とすることはできません。対象となる金額 平成十九年中に納付していただいた保険料額

※介護保険料の納付金額は、一月末

にお知らせしますのでご確認ください。

申告に必要なもの 証明書や領収書は必要ありません。

●サービス利用料（自己負担分）

左表のサービス利用がある場合は、高額介護サービス費等で補填される金額を除き、「医療費控除」の対象となります。

●おむつ代は、「医療費控除」の対象となります。

寝たきりや認知症または治療上おむつを使用している場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」により医療費控除の対象となりますので、かかりつけの医師に証明書が必
要な旨を申し出てください。
ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降の人は、「お

居宅(在宅)介護サービス	施設介護サービス
<ul style="list-style-type: none"> ●「ケアプラン」に基づいた次の医療系サービス（介護予防を含む） <ol style="list-style-type: none"> ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション（デイケア） ⑤短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ） ●上記①～⑤のサービスと併せて利用した場合は、次のサービスも対象となります。（介護予防を含む） <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ただし生活援助を除く） ○夜間対応型訪問介護 ○訪問入浴介護 ○通所介護（デイサービス） ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●次の施設サービス費の自己負担額（介護費用、居住費及び食費） <ol style="list-style-type: none"> ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）地域密着型介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ※②③については、診療・治療上必要な「特別室の使用料」も対象となります。
<p>対象となるサービス</p> <p>居宅サービス費の自己負担額（介護費用、短期入所療養介護の居住費、通所リハビリテーション（デイケア）と短期入所療養介護の食費）</p>	<p>施設の種類により異なります</p> <p>①介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ②介護老人保健施設は自己負担額の全額 ③介護療養型医療施設は自己負担額の全額</p>
<p>対象となる費用</p> <p>居宅サービス事業者が発行した領収書</p>	<p>介護保険施設が発行した領収書</p>
<p>害に必要のもの</p> <p>居宅サービス事業者が発行した領収書</p>	

むつ使用証明書」に代わる「確認書」を、町が要介護認定主治医意見書の内容をもとに発行できる場合がありますので、福祉課へ問い合わせ後、申請してください。

対象となる費用 平成十九年中にか

かったおむつ代

申告に必要なもの おむつ使用証明

書または確認書・領収書

●要介護認定を受けた人は、「障害者控除・特別障害者控除」の対象となる場合があります。

障害者控除・特別障害者控除の対象は、身体障害者手帳等の交付を受けている人ですが、手帳の交付を受けていない人でも、「年齢が六五歳以上の人で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は

控除を受けることができます。

認定の手続き

要介護認定訪問調査の内容をもとに判定を行い、対象となる場合は、障害者控除・特別障害者控除対象者認定書を発行します。該当すると思われる人は、福祉課へ問い合わせ後、申請してください。

申告に必要なもの 町が発行した障害者控除・特別障害者控除対象者認定書

問合せ 福祉課 ☎内線二三二～二三三

一月十五日～二日は防災とボランティア週間、一月十七日は防災とボランティアの日です。

東海地震をはじめ、いつ大きな地震が来てもおかしくない状況です。

災害の規模が大きくなればなるほど、消防機関などによる十分な防災活動は、すぐには望めません。建物の倒壊による道路の寸断などが救助活動を妨げてしまいます。

阪神・淡路大震災では、火災の延焼を防ぎ、がれきの下敷きになった人を助け出して傷の手当てをしたのは、家族や近所の人でした。

また、全国から多くのボランティアが駆けつけ、さまざまな救援活動を行いました。

被災地の中でも、日ごろからコ

ミュニティ活動が盛んな地区ほど、

救援活動や復興において目覚ましい活

動が見られました。非常時に自主的

な防災活動が効果的に行われるため

には、平常時から地域においてさま

ざまな分野でコミュニティ活動を行

うことが大切です。

防災意識を高め、万全の心構えを

しておきましょう。

問合せ 消防本部

☎八七六一〇一一九 内線三一五

鎌倉税務署

問合せ

鎌倉税務署 個人課税第一部門

からのお知らせ

☎ 〇四六七―二二―五五九一(代)

◆確定申告書は、

ご自分で書いて提出はお早めに

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月二十四日(日)・三月二日(日)に限り確定申告書作成のアドバイスや申告書の受付をします。

※税務署の駐車場は四月上旬まで利用できません。臨時駐車場もないので、車での来署はご遠慮ください。
※各申告書は郵送、税務署の時間外文書収受箱への投函により提出できます。

受付期間

① 所得税

二月十八日(月)～三月十七日(月)
※所得税の還付申告の場合は、一月中でも申告書を提出できます。還付金の受け取りは、銀行・郵便局などの預貯金口座への振込みが便利です。

② 消費税(個人事業者)

一月四日(金)～三月三十一日(月)

③ 贈与税

二月一日(金)～三月十七日(月)

◆年金受給者・新規住宅取得者

などのための申告指導相談会

年金受給者・給与所得者で、所得税の住宅借入金等特別控除等の還付申告をする人の申告相談を受け付けます。

対象外 事業・不動産・譲渡(土地・建物・株式等)のある人

日時 二月八日(金) 九時三〇分～十六時三〇分(十二時～十三時除く)。受付は十五時三〇分まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します)

場所 福祉文化会館

◆税理士会が行う小規模納税者の

方などのための無料申告相談

小規模納税者の所得税や消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告についての相談を受け付けます。

対象外 譲渡所得がある、相談内容が複雑、所得金額が高額の場合

(税務署で指導を受けるか、税理士の有料相談を受けてください。)

日時 一月三十一日(木)・二月一日(金) 九時三〇分～十六時(十二時～十三時除く、受付は十五時まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します)

場所 福祉文化会館

◆インターネットを利用して

① e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)で、平成十九年分以後の所得税の申告をする場合、一定の第三者作成書類の添付を省略できます。また、本人の電子署名と電子証明書を付して電子申告した場合、所得税額から五千円(その年分の所得税額を限度)を平成十九年分か二十年分のいずれか一回控除できます。

利用するには事前に利用開始の手続きをしてください。
e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

② 申告書を作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書なら郵送で税務署に提出できます。国税の各種情報も分かります。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

③ 国税のよくある質問・回答は

タックスアンサーホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxanswer>

◆所得税の確定申告

町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、役場でも所得税の申告相談をしています。

日時 二月十八日(月)～三月十七日(月)(閉庁日を除く)

時間 九時～十六時

(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

町役場で申告相談ができない内容

次の所得があったり、控除を受けたりする人は、鎌倉税務署で申告相談をしてください。

- 事業所得、不動産所得、配当所得、報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)、一時所得(生命保険契約等に基づく一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)
- 災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等

仮収受

できあがっている確定申告書・消費税申告書は、所得や控除の種類に関係なく、役場で二月一日(金)から仮収受をはじめます。

問合せ 税務課

☎ 内線二五一～二五三

平成十九年分所得税・平成二〇年度住民税の税制改正

所得税 税率が変わっています

税源移譲による平成十九年度の住民税の一律化と共に、平成十九年分の所得税の税率も変わっています。

課税標準 (円)	税率
1,000～1,950,000	5%
1,950,001～3,300,000	10% - 97,500円
3,300,001～6,950,000	20% - 427,500円
6,950,001～9,000,000	23% - 636,000円
9,000,001～18,000,000	33% - 1,536,000円
18,000,001以上	40% - 2,796,000円

地震保険料控除の創設

損害保険料控除が変わり、短期損害保険料が廃止され、地震保険料控除が創設されました。平成十九年以降に地震保険料として支払った金額の二分の一（限度額は二万五千元）が控除されます。

また、経過措置として、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の

お知らせ

適用を受けるものを除く）に係る保険料等については、これまでどおり損害保険料控除が適用されます。

ただし、一つの契約に地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方が控除対象になります。

住民税 六五歳以上の人への非課税措置が廃止

平成十七年一月一日において六五歳に達していた人（昭和十五年一月二日以前生まれ）の非課税措置が全廃になり、県民税超過課税率（所得割〇・〇二五％・均等割三百円上乘せ）も適用されます。

住民税 住宅借入金等特別控除

平成十九年分から所得税の税率が変わっているために、平成十一年から平成十八年中に入居し、所得税において住宅借入金等特別控除額を昨年まで控除できた人が、今後所得税においてこれまでと同様に税額控除を受けられなくなる場合、住民税で

も税額控除をする制度が平成二八年まで設けられています。

住民税でも住宅借入金等特別控除を受けるには、毎年専用の「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出する必要があります。対象者 ①平成十一年から十八年中に入居し、

①給与所得のみで年末調整を済ませた場合

②源泉徴収票の源泉徴収税額が〇円で、③住宅借入金等特別控除可能額がある人

支払 葉山町 堀内 2135	氏名 葉山 太朗	氏名(フリガナ) ハヤマ タロウ
種別 給与	支給金額 8,000,000	給与所得控除後の金額 6,000,000
源泉徴収税額	2,374,210	0
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等
①平成14年7月13日入居	③	

②確定申告をする場合
所得税額ー配当控除額入住宅借入

金等特別控除額となる人
申告方法

①給与所得のみで年末調整を済ませた場合

「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」と源泉徴収票を一月一日の住所地の市区町村へ提出する。

②確定申告をする場合

「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」と確定申告書を税務署か一月一日の住所地の市区町村へ提出する。

「住宅借入金等特別税額控除申告書」の入手方法

税務署・市区町村の税務課の窓口
申告期間

二月十八日(月)～三月十七日(月)
控除額

①か②のいずれか少ない額ー③
①前年の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額

②平成十八年の税率で計算した前年の総合所得分の所得税額＋前年の税率で計算した前年の分離課税分の所得税額ー配当控除額・投資・リース税額・免除肉用牛

③前年の税額控除前の所得税額
問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

葉山町長選挙 葉山町議会議員補欠選挙 投票日は1月20日(日)です

投票時間 午前7時～午後8時

●投票所

下記の町内10ヶ所の投票所

●投票所で投票できる人

- 昭和63年1月21日以前に生まれた人
- 転入の届出を平成19年10月14日までにされた人で引き続き投票日までに葉山町に住所を有する人
- 葉山町から転出した人は投票できません。

●投票所の入場券は、ハガキに2人連記され、各世帯に郵送します。

●ご自分の入場券を切り離してお持ちください。

●告示日(立候補届出日)

日時 1月15日(火)

午前8時30分～午後5時

●開票開始日時と場所

日時 1月20日(日)

午後8時45分から

場所 葉山小学校体育館

●選挙公報

候補者等の氏名・政見などお知らせする選挙公報は、朝日・読売・毎日・神奈川・東京・産経・日本経済の7新聞に新聞折込みをします。

7新聞の購読をされていない世帯の人は選挙管理委員会までお知らせ

いただくか、町内の公共施設やスーパー・金融機関・商店等にも「選挙公報ボックス」を設置しますのでご利用ください。

●期日前投票(不在者投票)

投票日に、仕事や旅行・冠婚葬祭などやむを得ない理由で投票に行けない人が、前もって投票ができる制度です。

◆投票日時と場所

日時 1月16日(水)～1月19日(土)

午前8時30分～午後8時まで

場所 町消防庁舎1階会議室

◆持参するもの

投票所入場券(お手元に届いている場合はご持参ください。)

◆葉山町以外で不在者投票をする場合

投票日当日、葉山町に不在で他県・市区町村へ行く場合(出張・旅行等)、利用できる不在者投票です。あらかじめ請求手続きをしてください。

◆病院・施設等での不在者投票

入院された病院等が指定された場所であれば、その場所で不在者投票ができます。病院の事務室にお尋ねください。

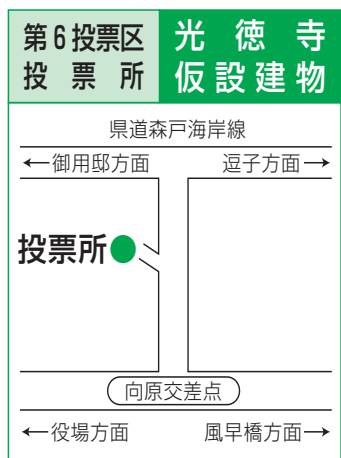
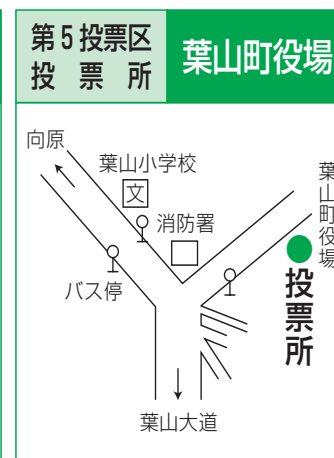
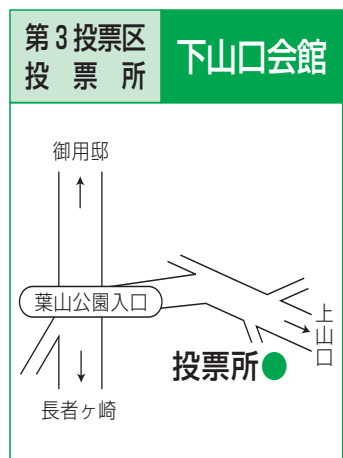
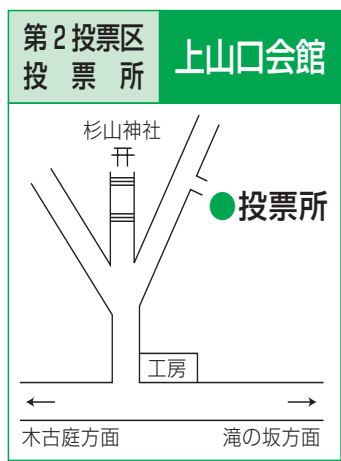
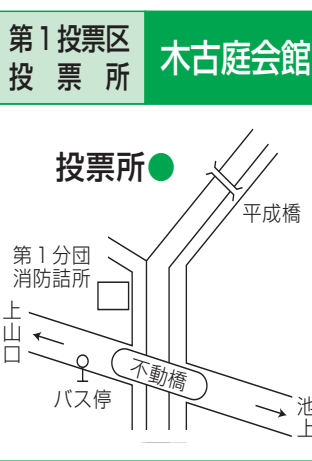
◆郵便による不在者投票

身体障害者手帳や知事発行の証明書をお持ちの障害のある人は、自宅で不在者投票ができる場合があります。利用する場合は、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

※葉山町議会議員補欠選挙について
昨年12月11日現在、1名の欠員が生じたため、これを補欠するための選挙を町長選挙と同時に実施する予定となっております。

今後、選挙内容に変更があった場合は、全戸配布等でお知らせします。問合せ 選挙管理委員会 ☎内線四四一

投票所



2007防火ポスターコンクール表彰式

お知らせ



11月15日、2007防火ポスターコンクール表彰式が行われました。74点の応募の中から10作品が選ばれました。



(敬称略)

民生委員・児童委員の皆さん

民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、12月1日付をもって50人の皆さんが民生委員・児童委員として厚生労働大臣の委嘱を受けました。

民生委員・児童委員は、行政と地域住民のかけ橋として、行政サービスの利用に関する助言等を行います。

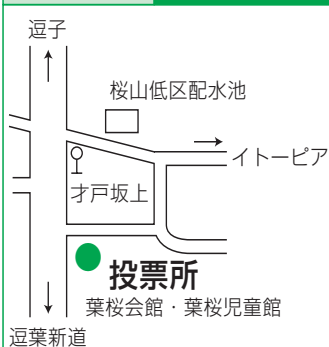
民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容についての秘密は守られますので、安心してご相談ください。

問合せ 福祉課
☎内線231

字	担当地域等	氏名	電話	字	担当地域等	氏名	電話	
木古庭	入、後山2、広尾、沢田	秋山 裕子	878-6165	新	鏡摺、諏訪町	角田みさよ	875-7035	
	アラク、高祖坂、光団地	宮田 路子	878-7323		新	三ヶ浦	鈴木 鞠子	875-5683
	大沢、刈山、藪、後山1	岩澤美沙子	878-7429			あすま7、8、13~20	佐藤美矢子	875-5331
上山口	大沢谷、寺前、栗坪、新沢	坂田 洋子	878-7737		あすま1~6、9~12	岡本 和江	875-0371	
	唐木作、閩門、京浜団地	新 宮川 政令	878-6859		木の下 1~8、10、20、21、23、 24、26、27、29、31、33	鈴木 順子	875-1724	
下山口	大沢、正吟	新 永津 雄子	878-7219		木の下 9、11~19、22、25、28、30、32	高岸 義一	875-3051	
	1~13-1、41	新 須藤トクエ	875-5946	堀内	元町たかさご会	齋藤 チイ	875-1731	
	13-2~14、 16~26、42~44		沼田 東治		875-3111	森戸	中川 進一	875-2517
	15、27~40		沼田 利平		875-2305	真名瀬	鈴木 邦子	875-1981
葉山一色台 (一色含む)	新	酒谷 長之	876-2185		向原 9、10、14~24、26、28、 30、34、36~40、42~44	新 柿本 啓子	877-4447	
一色	第1 1~11-1、 第2 平の越1、2	新	小池世津子	876-2613	向原 1~8、11~13、25、 27、29、31~33、35、41		中村 宣子	875-4522
	第1 15~25	新	鈴木 仁子	875-8050	牛ヶ谷 8~13、 15、16、20、22、25、27~31		有友 光代	875-0507
	第1 11-2~14-4、 26~29-2	新	市川 美恵	876-2574	牛ヶ谷 1~7、14、17~ 19、21、23、24、26	新	加藤 照子	875-7229
	第2 1~16		西部 民子	876-1031	東伏見台	新	田村由美子	875-5282
	第2 17~33		永野 洋子	875-5287	中2		君島 節子	875-8779
	パークド葉山四季	新	中川 智子	875-9250	下		相澤 實子	875-3775
	第3 8~20 葉山エコー会		上野 英樹	875-5340	中1		杉浦 佑子	875-3838
	第3 1~7、21~23		梶山 淑子	875-0876	上		荒井ヨシ子	875-2815
	第3 24~39		梶山 悦子	875-9335	長柄	葉桜1、4ブロック	丸山 怜子	875-5198
	第4	新	鈴木 佳子	875-4844		葉桜2、6、8ブロック	松元 眞子	875-5199
第5		成川 恒子	875-5084	葉桜3ブロック		田中ひろ子	876-2346	
芝崎	新	森田ゆかり	827-6520	葉桜5ブロック		杉浦 強司	875-6070	
堀内含む、つつじヶ丘		未 定		イトーピアABCブロック	新	徳岡 昭夫	875-7349	
				イトーピアDEFブロック	新	篠原 幸夫	875-6940	
				イトーピアGHIブロック		山本 牧人	875-6453	
				主任児童委員	新	鹿嶋 千尋	878-7490	
				主任児童委員		羽田志津枝	875-3654	
				主任児童委員		横田 眞澄	875-8972	

※「新」は、新任の委員

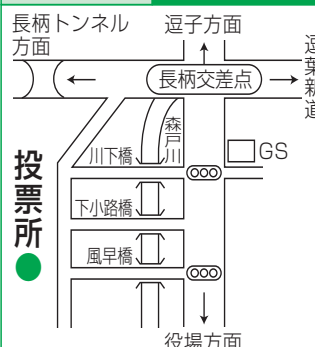
第10投票区 投票所 葉桜児童館



第9投票区 投票所 長柄会館



第8投票区 投票所 長柄下会館



第7投票区 投票所 堀内会館

